

令和6年度

保育所・幼稚園等
ガイドブック



いわき市

目次

1. 子どもの年齢と利用可能な施設.....	1
2. 保育料.....	1
3. 利用の申込み等.....	4
4. 市内施設一覧.....	5
5. 市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所位置図（令和6年5月現在）.....	9
6. 市内の幼稚園位置図（令和6年5月現在）.....	10
【施設情報】	
○市立保育所.....	11
○私立保育所.....	42
○認定こども園.....	66
○地域型保育事業.....	84
○市立幼稚園.....	102
○私立幼稚園.....	113

※ 施設情報に記載の定員、現員、職員数は令和6年5月1日現在のものです。

1. 子どもの年齢と利用可能な施設

子どもの年齢	必要な認定（※1）		利用できる施設			
	区分	要件	保育所	認定こども園	地域型保育事業	幼稚園
満3歳以上	1号認定	なし	—	○	—	○（※3）
	2号認定	※2の事由 に該当	○	○	—	—
満3歳未満	3号認定		○	○	○	—

※1 保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園（一部の園のみ）を利用する場合は、「子どものための教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

※2 2号及び3号認定の要件

児童のすべての保護者が次のいずれかの事由に該当している必要があります。

保育が必要な事由	具体的な状況	認定期間
就労	就労を常態としている場合 ※1か月当たりの就労時間が48時間以上に限る	事由が継続している間
妊娠・出産	妊娠中または出産後間がない場合	産前及び産後の2か月程度
疾病・障がい	病気や怪我、または心身に障がいを有する場合	事由が継続している間
介護・看護	同居等の親族を常時介護または看護している場合	
求職活動等	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている場合	3か月程度
就学	学校教育法に定める学校等に在学している場合	事由が継続している間
その他	<ul style="list-style-type: none"> 被災した自宅の復旧にあたっている場合 育休中に育休の対象ではない児童の保育を希望する場合 ※父母のどちらかに限る 児童に障がいがあり統合保育を希望している場合 など 	

※3 市立幼稚園は3歳到達後の4月からの利用になります。

2. 保育料

各施設の保育料は次のとおりです。

なお、各施設が定めている教材費や行事費、通園送迎費などの費用の有無や金額等については、各施設にお問い合わせください。

子どもの年齢 (4.1 現在)	保育所	認定こども園		地域型保育事業	幼稚園
		1号認定	2・3号認定		
3～5歳	無料	無料	無料	—	無料
2歳	応能負担 (※)		—	応能負担 (※)	
		誕生日後	—		
0～1歳	—	—	—	—	—

※ 保育料は保護者（両親）の市町村民税額に応じて次の金額をご負担いただきます。

また、保育料を算定する市町村民税額の課税時期は次のとおりです。

- 4月から8月までの保育料 → 前年度の課税額により算定
- 9月から3月までの保育料 → 当該年度の課税額により算定

① 保育料一覧（月額）

世帯の階層区分			標準時間	短時間
生活保護世帯	A		0円	0円
市町村民税非課税	B		0円	0円
市町村民税均等割のみ課税	C		11,000円	10,500円
市町村民税所得割課税額	48,600円未満	D1	14,000円	13,500円
	48,600円以上 65,000円未満	D2	21,000円	20,500円
	65,000円以上 75,000円未満	D3	23,000円	22,500円
	75,000円以上 85,000円未満	D4	25,000円	24,500円
	85,000円以上 122,000円未満	D5	28,000円	27,500円
	122,000円以上 131,000円未満	D6	33,000円	32,500円
	131,000円以上 168,000円未満	D7	37,000円	36,500円
	168,000円以上 213,000円未満	D8	42,000円	41,500円
	213,000円以上 220,000円未満	D9	47,000円	46,500円
	220,000円以上 353,000円未満	D10	54,000円	53,500円
	353,000円以上	D11	57,000円	56,500円

② 保育料の納付方法等

利用施設	納付先	納付期限等
保育所（市立及び私立）	いわき市	毎月25日（土・日曜日及び祝日の場合は、その翌日以降最初の平日） ※ 原則、口座振替をお願いしています。
認定こども園 地域型保育事業	利用施設	利用施設へお問い合わせください

③ 保育料の軽減措置

ア. ひとり親世帯等の保育料

市町村民税所得割額 77,101 円未満のひとり親世帯や障がい者（※）のいる世帯の月額保育料

- (1) 生計を一にする子どもが2名以上いる場合で、3歳未満の保育認定児童が子ども全体の2人目以降となる場合 → 0円
- (2) 3歳未満の保育認定児童が1人目となる場合

世帯の階層区分			標準時間	短時間
市町村民税均等割のみ課税		C	5,000 円	4,750 円
市町村民税 所得割課税額	48,600 円未満	D1	6,500 円	6,250 円
	48,600 円以上 77,101 円未満	D2~4	9,000 円	9,000 円

※ 障がい者とは、次の a～e のいずれかに該当する場合です。

- a 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のいる世帯
- b 国民年金法に規定する障害基礎年金等の受給者のいる世帯
- c 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 2 条第 1 項に規定する障がい児のいる世帯
- d 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のいる世帯
- e 福島県療育手帳制度要綱第 3 に規定する療育手帳の交付を受けている者のいる世帯

イ. 多子世帯の保育料（上記アに該当する児童を除く）

- (1) 市町村民税額 57,700 円未満の世帯に生計を一にする子どもが2人以上いる場合で、3歳未満の保育認定児童が子ども全体の2人目以降となる場合 → 2人目は半額、3人目は無料
- (2) 市町村民税額 57,700 円以上の世帯に生計を一にする子どもが、保育所など（※）を同時に2人以上利用している場合で、3歳未満の保育認定児童が保育所等を同時に利用している児童の最年長児から数えて2人目以降となる場合 → 2人目は半額、3人目は無料

※ 保育所など＝保育所（認可外は除く）、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、特別支援学校 幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援

- (3) D2から D11 までの階層に該当する世帯のうち、現に扶養している 18 歳未満の子どもが3人以上いる場合で、3歳未満の保育認定児童が 18 歳未満の子どもの3人目以降となる場合は、該当する階層の金額（2人目半額に該当する場合は半額後の金額）から下表の金額を軽減。

世帯の階層区分	軽減額
D2階層～D5階層	1/2の額を軽減
D6階層～D11階層	次の計算式によるいずれか高い額を軽減 a) 当該階層に対応する額に1/4を乗じた額 b) 当該世帯がD5階層に属する世帯とみなしそれに対応する額に1/2を乗じた額

3. 利用の申込み等

各施設の利用申込み先等は次のとおりです。

なお、②の場合は、児童の保育の必要性と希望する施設の順番に応じて市が調整を行います。

認定区分	保育所	認定こども園	地域型保育事業	幼稚園
1号認定	—	①	—	①
2・3号認定	②	②	②	—

①の場合

お申込み先 利用を希望する各園

申込み時期 4月から利用を希望する場合・・・前年10月ごろ
4月以外の月から利用を希望する場合・・・各園にお問い合わせください。

②の場合

お申込み先 第1希望の施設を所管する地区保健福祉センターなど

申込み時期 4月から利用を希望する場合・・・前年10月ごろ
4月以外の月から利用を希望する場合
・・・利用開始希望月の2か月前から前月の5日までの間（5日が土、日、祝日の場合は、その翌日以降最初の平日）

◎ 各地区保健福祉センターの連絡先等

保健福祉センター名	係名・電話番号	担当する保育所等
平地区 保健福祉センター	福祉介護係 22-7457	平地区の保育所等および小島保育園・若葉台保育園
小名浜地区 保健福祉センター	福祉介護係 54-2111 (内) 5175	小名浜地区の保育所等
勿来・田人地区 保健福祉センター	福祉介護係 63-2111 (内) 5375	勿来地区・田人地区の保育所等
常磐・遠野地区 保健福祉センター	福祉介護係 43-2111 (内) 5575	常磐地区・遠野地区の保育所等 (若葉台保育園を除く)
内郷・好間・三和地区 保健福祉センター	福祉介護係 27-8691	内郷地区・好間地区・三和地区の保育所等 (小島保育園を除く)
四倉・久之浜大久地区 保健福祉センター	福祉係 32-2114	四倉地区・久之浜大久地区の保育所等
小川・川前地区 保健福祉センター	福祉係 83-1329	小川地区の保育所等